
つくばみらい市国民保護計画

平成27年3月

つくばみらい市

つくばみらい市国民保護計画 目次

第1編 総則	1-1
第1章 目的と構成	1-1
第1節 計画の目的	1-1
第2節 計画の構成	1-1
第3節 市地域防災計画等との関連	1-1
第4節 計画の見直し、変更手続き	1-2
第2章 国民保護措置の基本的な方針	1-3
1. 基本的人権の尊重	1-3
2. 国民の権利利益の迅速な救済	1-3
3. 国民に対する情報提供	1-3
4. 関係機関相互の連携協力の確保	1-3
5. 市民の協力	1-3
6. 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	1-3
7. 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法的确な実施	1-3
8. 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	1-4
第3章 関係機関の役割と事務又は業務の大綱	1-5
第1節 国民保護措置の仕組み	1-5
第2節 関係機関の事務又は業務の大綱	1-6
第4章 市の地理的、社会的特徴	1-9
第1節 地形	1-9
第2節 人口分布	1-9
第3節 道路の位置等	1-9
1 高速道路	1-9
2 主要国道等	1-9
第4節 鉄道の位置等	1-9
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	1-10
第1節 武力攻撃事態	1-10
第2節 緊急対処事態	1-13

第2編 平素からの備え	2-1
第1章 組織・体制の整備等	2-1
第1項 県や市等における組織・体制の整備	2-1
第1節 市の各部課における平素の業務	2-1
第2節 市職員の参集基準	2-2
第3節 消防機関の体制	2-3
第4節 国民の権利利益の救済に係る手続き等	2-4
第2項 関係機関との連携体制の整備	2-5
第1節 基本的な考え方	2-5
第2節 県との連携	2-5
第3節 近隣市町村との連携	2-6
第4節 指定公共機関等との連携	2-6
第5節 ボランティア団体等に対する支援	2-7
第3項 通信の確保	2-8
第4項 情報収集・提供等の体制の整備	2-10
第1節 基本的考え方	2-10
第2節 警報等の通知に必要な準備	2-10
第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	2-12
第4節 被災情報の収集・報告に必要な準備	2-13
第5項 研修及び訓練	2-15
第1節 研修	2-15
第2節 訓練	2-15
第2章 避難及び救援に関わる平素からの備え	2-17
第1節 避難に関する基本的事項	2-17
第2節 避難実施要領のパターンの作成	2-18
第3節 救援に関する基本的事項	2-18
第4節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握	2-19
第5節 避難施設の指定への協力	2-19
第3章 生活関連等施設の把握等	2-20
第1項 生活関連等施設の把握等	2-20
第1節 生活関連等施設の把握	2-20
第2項 市が管理する公共施設等における警戒	2-21
第4章 物資及び資材の備蓄、整備	2-22
第1節 基本的考え方	2-22
第2節 市における備蓄	2-22
第3節 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	2-23
第5章 国民保護に関する啓発	2-24

第1節	国民保護措置に関する啓発	2-24
第2節	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	2-24
第3編	武力攻撃事態等への対処	3-1
第1章	初動体制の迅速な確立及び初動措置	3-1
第1節	市危機管理対策本部の設置と初動措置	3-1
第2節	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	3-3
第2章	市国民保護対策本部の設置等	3-4
第1節	市対策本部の設置	3-4
第2節	通信の確保	3-9
第3章	関係機関相互の連携	3-10
第1節	国・県の対策本部との連携	3-10
第2節	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	3-10
第3節	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	3-10
第4節	他の市町村長等に対する応援の要請、事務の委託	3-11
第5節	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	3-11
第6節	市の行う応援等	3-12
第7節	ボランティア団体等に対する支援等	3-12
第8節	住民への協力要請	3-13
第4章	警報及び避難の指示等	3-14
第1項	警報の通知及び伝達	3-14
第1節	警報の通知等	3-14
第2節	警報伝達の基準及び伝達方法	3-15
第3節	緊急通報の伝達及び通知	3-16
第2項	避難の誘導等	3-17
第1節	避難の指示の通知・伝達	3-17
第2節	避難実施要領の策定	3-17
第3節	避難住民の誘導	3-20
第4節	避難にあたって配慮する事項	3-22
第5章	救援	3-24
第1節	救援の実施	3-24
第2節	関係機関との連携	3-24
第3節	救援の内容	3-25
第6章	安否情報の収集・提供	3-26
第1節	安否情報の収集提供	3-27
第2節	県に対する報告	3-27

第3節	安否情報の照会に対する回答	3-27
第4節	日本赤十字社に対する協力	3-30
第5節	市における安否情報の収集及び提供の基準	3-30
第7章	武力攻撃災害への対処	3-31
第1節	生活関連等施設の安全確保等	3-31
第2節	NBC（核兵器・生物兵器・化学兵器）攻撃による災害への対処	3-33
第3節	応急措置等	3-35
第8章	被災情報の収集及び報告	3-39
第9章	保健衛生の確保その他の措置	3-40
第1節	保健衛生の確保	3-40
第2節	廃棄物の処理	3-41
第10章	国民生活の安定に関する措置	3-42
第1節	生活関連物資等の価格安定	3-42
第2節	避難住民等の生活安定等	3-42
第3節	生活基盤等の確保	3-42
第11章	特殊標章等の交付及び管理	3-44
第4編	復旧等	4-1
第1章	応急の復旧	4-1
第1節	基本的考え方	4-1
第2節	公的施設の応急の復旧	4-1
第2章	武力攻撃災害等の復旧	4-2
第1節	基本的考え方	4-2
第3章	国民保護措置等に要した費用の支弁等	4-3
第1節	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	4-3
第2節	損失補償及び損害補償	4-3
第3節	総合調整及び指示に係る損失の補填	4-3
第5編	緊急対処事態への対処	5-1
第1章	基本的考え方と対処	5-1
第1節	緊急対処事態に対する基本的考え方	5-1
第2節	緊急対処事態への対処上の留意点	5-1

第1編 総則

第1章 計画の基本

市は、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限度にとどめるという市としての責務にかんがみ、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態及び緊急対処事態において国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、つくばみらい市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）を策定する。

第1節 計画の目的

1 市国民保護計画の目的

この計画は、国民保護法第35条の規定に基づき作成したものであり、武力攻撃事態等においては、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、市民の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、避難・救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

2 市国民保護計画に定める事項

この計画においては、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定めるほか、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

第2節 計画の構成

市国民保護計画の構成は次のとおりとする。

- 第1編 総則
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

第3節 市地域防災計画等との関連

この計画は、武力攻撃事態等において、市民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置について定めており、この計画に明記されていない事項については、「市地域防災計画」等において定められている防災に関する既存の取組を活用することとする。

1 市地域防災計画（風水害等編）との関連

事態の原因が未だ不明である場合等においては、大規模事故や災害として「市地域防災計画（風水害等編）」により対処が行われる。

第4節 計画の見直し, 変更手続き

1 計画の見直し

政府の策定した国民の保護に関する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。本計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえるとともに、茨城県国民保護計画との整合・連携を図り、不断の見直しを行う。

なお、本計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

2 計画の変更手続

本計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後、市議会に報告し、公表する。（国民保護法施行令等に定める軽微な変更を除く。）

第2章 国民保護措置の基本的な方針

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他法令、基本指針及びこの計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に推進する。市が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたっての、特に留意すべき事項と基本方針は次のとおりである。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 市民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理する。

3 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備を図る。

5 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認められるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、自発的な意志により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保証することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意するとともに、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する市の区域に係る国民保護措置についてその内容に応じ、県から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、市は、国民保護措置の実施に関し市民に協力を要請する場合には、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対し、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に十分提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第2節 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方公共行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
つくばみらい市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置，運営 3 市国民保護対策本部等の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の伝達，避難実施要領の策定，避難住民の誘導，関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示，警戒区域の設定，消防，廃棄物の処理，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
茨城県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置，運営 3 県国民保護対策本部等の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示，避難住民の誘導に関する措置，都道府県の区域を超える住民の避難に関する措置その他の住民に関する措置の実施 7 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減，緊急通報の発令，退避の指示，警戒区域の設定，保健衛生の確保，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物質等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指示・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理，監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指示育成
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
横浜税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続き
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
茨城労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川・国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保全
東京航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供
東京防衛施設局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導，助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び物資の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	1 医療の確保
公共的施設の管理者	1 河川管理施設，道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集，整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
郵便事業株式会社	1 郵便の確保
(社)茨城県社会福祉協議会	1 ボランティア団体の支援

第4章 市の地理的、社会的特徴

第1節 地形

本市は茨城県の南西部、都心から40km圏に位置しており、東はつくば市と龍ヶ崎市、西と北は常総市、南は取手市と守谷市に隣接している。

平成18年3月27日に1町1村合併により誕生した市であり、市域の西部が旧谷和原村、東部が旧伊奈町に当たる。市域は、東西約12km、東西約10kmの広がりを持ち、面積は79.14km²で、茨城県の面積6,095.68km²の約1.3%を占めている。



第2節 人口

平成22年の国勢調査によると、本市の総人口は44,461人であり、茨城県の人口約297万人に対して約1.5%を占める。その推移をみると、経済成長や住宅団地の造成などに伴って人口が増加してきたが、近年になって増加の伸びが鈍化してはいたものの、平成17年との比較では約10%増加している。

※平成17年国勢調査における旧伊奈町と旧谷和原村の合算値

第3節 道路の位置等

1 高速道路

本市のほぼ中央を東西に常磐自動車道が整備され、東側はつくば市、水戸市を経て福島県に、西側は守谷市を経て千葉県、東京都に至っている。また、市内に位置する谷和原インターチェンジからは、都内まで30分、つくば市まで10分となっている。

2 主要国道等

本市の西部を南北に国道294号、市の北部を東西に国道354号が通り、そのほか、つくば市方面や守谷市、取手市、坂東市、野田市と連絡する主要地方道や一般県道が整備されている。さらに都心方面と結ぶ都市軸道路が計画され、広域道路網の整備が進んでいる。

第4節 鉄道の位置等

本市を通る鉄道路線としては、取手駅と下館駅を結ぶ関東鉄道常総線とつくば駅と秋葉原駅を結ぶつくばエクスプレスの2路線がある。関東鉄道常総線は、市内に小絹駅がある。取手駅からの所要時間は約36分、下館駅からの所要時間は約70分である。つくばエクスプレスは、市内にみらい平駅がある。秋葉原駅からの所要時間は約42分、つくば駅からの所要時間は12分である。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

この市国民保護計画は、以下の武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

第1節 武力攻撃事態

1 武力攻撃事態の種類

武力攻撃事態として、以下の掲げる事態を想定する。

類 型	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の準備が可能であり、戦闘地域からの先行避難が必要 ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 突発的に被害が発生することも考えられ、事前にその活動を予測・察知することが困難 ・ 一般的に被害は比較的狭い範囲に限定されるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、被害が拡大する恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃当初は屋内に一時的に避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施する
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想される ・ 弾頭の種類を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅牢な建物内への避難が中心となる
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、予め攻撃目標を特定することが困難 ・ 地域の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下又は堅牢な建物内への避難等を広範囲に指示することが必要である

(1) 着上陸侵攻

ア 特徴

- (ア) 一般に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- (イ) 船舶による上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- (ウ) 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- (エ) 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、原子力施設、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

イ 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘等が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が集結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 特徴

- (ア) 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、相手もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、行政機関の集中地区、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
- (イ) 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、原子力施設が攻撃された場合には二次被害の発生も予測され、被害の範囲が拡大するおそれがある。さらに、攻撃手段としてダーティボム（※）が使用される場合がある。

※ダイナマイト等の通常爆発物を用いて放射性物質を飛散させるタイプの兵器。破壊ではなく汚染が目的であり、目標を長期間使用不能にしたり、心理的圧迫を与えることができる。

イ 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む。）と県、県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一次避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、市長の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた適切な措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

ア 特徴

- (ア) 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭またはNBC（※））を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- (イ) 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

※Nuclear（核）・Biological（生物）・Chemical（化学）の特性を使用した弾頭

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって、被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

ア 特徴

- (ア) 弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- (イ) 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを相手国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインを支える重要施設が目標となることもあり得る。
- (ウ) 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- (エ) 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、開催等が考えられる。

イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標値を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合には、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 NBC攻撃の特徴

NBC攻撃の特徴や主な対応は次のとおりである。

(1) 核兵器等（N：Nuclear）

ア 核攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（※）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は爆心地周辺において被害をもたらすが②の灰放射性降下物は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要と

なる。

※物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能

イ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にし、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

ウ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

(2) 生物兵器 (B : Biological)

ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

イ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

ウ 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

(3) 化学兵器 (C : Chemical)

ア 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経は下を這うように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

イ 国や関係機関との連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

第2節 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、以下に掲げる事態例を対象とする。なお、緊急処理事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と

類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 原子力事業所等の破壊
- (イ) 石油コンビナート，可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- (ウ) 危険物積載船への攻撃
- (エ) ダムの破壊

イ 被害の概要

- (ア) 原子力事業所等が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ・大量の放射性物質等が放出され，周辺住民が被爆する。
 - ・汚染された飲食物を摂取した住民が被爆する。
- (イ) 石油コンビナート，可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに，建物，ライフライン等が被災し，社会経済活動に支障が生ずる。
- (ウ) 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに，港湾及び航路の閉塞，海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
- (エ) ダムが破壊された場合の主な被害
 - ・ダムが破壊された場合には，下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設，大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 大規模集客施設，ターミナル駅等の爆破
- (イ) 列車等の爆破

イ 被害の概要

大規模集客施設，ターミナル駅等で爆破が行われた場合，爆破による人的被害が発生し，施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- (エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

- (ア) 放射性物質等
 - ・ダーティボムの爆発による被害は，爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
 - ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると，後年，ガンを発症する

こともある。

・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

(イ) 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。

・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

(ウ) 化学剤による攻撃

・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 被害の概要

(ア) 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

(イ) 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

(ウ) 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1項 県や市等における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための、市の組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等については、次のとおりである。

第1節 市の各部課における平素の業務

市の各部課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、災害警戒本部や災害対策本部の組織編制等、市の防災体制を活用しつつ、平素からその準備のための業務を行う。

【市の各部課における主要業務】

部課名	平素の業務
総務部	<ul style="list-style-type: none">・市国民保護協議会の開催に関すること。・国民保護対策本部の職員の動員に関すること。・国民保護対策本部の職員の厚生に関すること。・災害対策本部室の設置及び電力の確保に関すること。・国民保護のための措置の実施に係る予算及び経費の支出、物品の調達等に関すること。・被災者に対する税の減免等に関すること。・国、茨城県との連絡に関すること。・現地対策本部の支援に関すること。
市長公室	<ul style="list-style-type: none">・被災情報の収集及び提供に関すること。
市民経済部	<ul style="list-style-type: none">・農林水産・商工労働関係の国民の保護のための措置に関すること。・安否情報に関すること。・廃棄物の処理に関すること。・被災地の防疫に関すること。・その他国民の保護のための措置に関すること（事務局及び他部の所管に属するものを除く。）。
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none">・避難住民等の救援に関すること（他部の所管に属するものを除く。）。・ボランティアに関すること。・その他保健福祉関係の国民保護のための措置に関すること。
都市建設部	<ul style="list-style-type: none">・土木建築・開発関係の国民保護のための措置に関すること。・下水道に係る国民の保護のための措置に関すること。・上水道に係る国民の保護のための措置に関すること。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none">・教育関係の国民の保護のための措置に関すること。
消防団	<ul style="list-style-type: none">・住民の避難に関すること。

第2節 市職員の参集基準等

1 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保する体制をとる。

2 24時間即応体制

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、防災体制とともに職員の当直による24時間即応体制をとる。

3 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制をとるとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時判断できる体制の整備に努める。

【職員の参集基準】

体制	参集基準
①担当課体制	国民保護担当課が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

4 職員への連絡手段

(1) 勤務時間中における連絡

庁内放送及び庁内電話等により関係する職員に参集の連絡をする。

(2) 勤務時間外における連絡

市国民保護対策本部員及び事務局職員は、一般加入電話や携帯電話等により連絡手段を確保する。

5 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとし、市対策本部員の代替職員についても、各部課内であらかじめ順位を定めておくものとする。

【市対策本部長、市対策副本部長の代替職員の順位】

(ア) 市対策本部長	第1位	副市長
	第2位	教育長
	第3位	総務部長
	第4位	市長公室長
(イ) 市対策副本部長	第1位	教育長
	第2位	総務部長
	第3位	市長公室長
	第4位	市民経済部長

6 交代要員等の確保

市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という）を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食糧、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

第3節 消防機関の体制

1 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

2 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第4節 国民の権利利益の救済に係る手続等

1 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【市民の権利利益の救済に係わる手続き項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項, 80条第1項, 115条第1項, 123条第1項)
	不服申立てに関する事。 (法第6条, 175条)
	訴訟に関する事。 (法第6条, 175条)

2 市民の権利利益に関する文章の保存

市は、市民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮をする。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2項 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力する。このため、関係機関との連携体制の整備を次のとおり行う。

第1節 基本的考え方

1 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

2 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

3 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、市国民保護協議会等を活用することにより、関係機関の積極的な参加を促進する。

第2節 県との連携

1 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

2 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

3 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

4 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

第3節 近隣市町村との連携

1 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

2 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

第4節 指定公共機関等との連携

1 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

2 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

3 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

第5節 ボランティア団体等に対する支援

1 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

2 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3項 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための非常通信体制の整備を次のとおり行う。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、防災無線など非常通信体制、応急対策等重要通信の確保を図るとともに、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の維持管理を行う。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

(1) 施設及び設備面

ア 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（地上系、衛星系による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

ウ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

エ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

(2) 運用面

ア 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備

え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

キ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、災害時要配慮者等、通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

3 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルート
の複数化や、停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努
める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要とな
る同報系やその他の防災行政無線の整備に努めるとともに、デジタル化の推進も図るなど、
県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努める。

第4項 情報収集・提供等の体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行う。このため、情報収集・提供等の体制整備を、次のとおり行う。

第1節 基本的考え方

1 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を確保する。

2 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保を図る。

3 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等を推進する。

第2節 警報等の通知に必要な準備

1 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等、災害時要配慮者に対する伝達に配慮する（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を検討する）。

2 防災行政無線の整備

市は、非常通信体制の確保に当たっては、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系やその他の防災行政無線の整備に努めるとともに、デジタル化の推進も図るなど可聴範囲の拡大を図る。

3 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて第三管区海上保安本部との協力体制を構築する。

4 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民

に十分な周知を図る。

5 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

6 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

1 安否情報の種類及び報告方法

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という）第1条に規定する様式第1号（避難住民・負傷住民）及び様式第2号（死亡住民）の安否情報収集様式に基づき収集し、同省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。報告は原則安否情報システムで行うこととし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、書面（電子的記録、電磁的記録を含む。）により報告することとする。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

なお、安否情報に関しては、「個人情報保護法」及び「つくばみらい市個人情報保護条例」の規定に留意する。

【様式第1号及び様式第2号に基づく収集・報告すべき情報】

1. 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む）
- ⑥ 国籍
- ⑦ その他個人を識別するための情報
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2. 死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体の安置場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ 上記について、親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意の有無

【様式第3号に基づく安否情報報告書】

① 氏名	② フリガナ	③ 出生の年月日	④ 男女の別	⑤ 住所	⑥ 国籍	⑦ その他個人を識別するための情報	⑧ 負傷(疾病)の該当	⑨ 負傷又は疾病の状況	⑩ 現在の居所	⑪ 連絡先その他必要情報	⑫ 親族・同居者への回答の希望	⑬ 知人への回答の希望	⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

2 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

また、市国民保護対策本部への安否情報の報告を円滑に行うため、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第1条及び第2条に定める安否情報収集様式（様式第1号、第2号）及び安否情報報告書様式第3号の周知徹底を図る。

3 安否情報収集のための準備

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

第4節 被災情報の収集・報告に必要な準備

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、収集した被災情報を県に報告する場合は下記の様式により行うものとする。また、指定地方公共機関にあっても下記様式に準じて県に報告するものとする。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）
 平成 年 月 日 時 分
 つくばみらい市

- 1 武力攻撃災害が発生した日時，場所（又は地域）
 - (1) 発生日時 平成 年 月 日
 - (2) 発生場所 つくばみらい市 丁目 番 号（北緯 度，東経 度）
- 2 発生した武力攻撃の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

行政区	人的被害				住宅被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※可能な場合，死者について，死亡地の市町村名，死亡の年月日，性別，年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

行政区	年月日	性別	年齢	概況

2 被災情報の収集，整理及び報告等に必要な準備

市は，被災情報の収集，整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため，あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに，必要な体制の整備に努めるものとする。

第5項 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市は、研修及び訓練を次のとおり行う。

第1節 研修

1 市職員に対する研修

市は、危機管理を担当する専門職員を養成するため、国又は県の研修機関の研修課程を有効に活用するとともに、一般の職員に対しても国民保護措置の実施に係る必要な知識を習得するための研修を実施する。

2 消防団員等に対する研修

市は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して、国が作成するビデオ教材やeラーニング（※）を活用するなど多様な方法により国民保護措置に関する研修等を行う。

※パソコンやコンピューターネットワークなどを利用して教育を行うこと。

【国民保護ポータルサイト】：<http://www.kokuminhogo.go.jp>

【総務省消防庁ホームページ】：<http://www.fdma.go.jp>

3 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

第2節 訓練

1 市における訓練の実施

市は、県とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図る。

2 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- (1) 市国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
- (2) 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- (3) 避難誘導訓練及び救援訓練

3 訓練に当たっての留意事項

- (1) 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- (2) 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に災害時要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- (3) 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- (4) 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- (5) 市は、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- (6) 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

市は、県の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施する。このため、避難及び救援に関する平素からの備えを、次のとおり行う。

第1節 避難に関する基本的事項

1 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を常備し、又は別冊資料にとりまとめておく。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(※人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(※避難経路として想定される国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト
(※避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(※消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿

2 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

3 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「救助班」を迅速に設置できるよう、職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】：武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の災害時要配慮者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針を活用することが重要である（避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針（平成25年8月）参照。この取組指針で、避難行動要支援者名簿の作成を記しており、避難行動要支援者名簿を活用することで、①避難のための情報伝達、②避難行動要支援者の避難支援、③避難行動要支援者の安否確認の実施、④避難場所以降の避難行動要支援者への対応が的確になされるとしている。

4 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

5 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

第2節 避難実施要領のパターンの作成

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等、避難行動要支援者の避難方法等について配慮するものとする。

第3節 救援に関する基本的事項

1 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を本市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

2 基礎的資料の準備

市は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備し、又は別冊資料にとりまとめておく。

【市国民保護対策本部において集約する基礎的資料】

避難のために集約した資料に加え、次の資料を基礎資料として特に準備

- ・収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- ・小中高等学校、各種学校等のリスト
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・関係医療機関のデータベース
- ・救護班のデータベース
- ・臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ・墓地及び火葬場等のデータベース

第4節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、県と連携

して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備する。

1 運送事業者の輸送力の把握

市は、県が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力に関する情報を共有する。

【把握しておくべき運送輸送力及び輸送施設に関する情報】

1. 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道, 定期・路線バス等)の数, 定員
 - ② 本社及び支社の所在地, 連絡先, 連絡方法など
2. 輸送施設に関する情報
 - ① 道路(路線名, 起点・終点, 車線数, 管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道(路線名, 終始点駅名, 路線図, 管理者の連絡先など)

2 輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送施設に関する情報を共有する。

【把握する輸送施設に関する情報】

- ・道路(路線名, 起点・終点, 車線数, 管理者の連絡先等)
- ・鉄道(路線名, 終始点駅名, 路線図, 管理者の連絡先等)

3 輸送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該区域に係る運送経路の情報を共有する。

第5節 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と供給するとともに、県と連携して住民に周知する。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1項 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行う。なお、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等については、次のとおりである。

第1節 生活関連等施設の把握

1 生活関連等施設の把握

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は「生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所，変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設，貯水施設，浄水施設，配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設，軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設，係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等旅客ターミナル施設，航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省・農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省・経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省・経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省・農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤，毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

第2項 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連施設等の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合においても、県警察等との連携を図る。

特に、テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策としては、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発などが考えられるほか、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが必要である。

(参考)

平成16年4月27日国土交通省大臣官房危機管理室通知「公共交通機関等におけるテロ対策の強化について」等

第4章 物資及び資材の備蓄，整備

市が備蓄，整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材については，次のとおりである。

第1節 基本的考え方

1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については，従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから，原則として，国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに，武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について，備蓄し，又は調達体制を整備する。

2 県との連携

市は国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について県全体としての対応を踏まえながら，県との密接な連携のもとで対応するものとする。

第2節 市における備蓄

1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については，従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから可能であるものについては原則として，国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに，武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について，備蓄し，又は調達体制を整備する。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については，国がその整備や整備の促進に努めることとされている。また，国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられる安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品については，国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており，市としては，国及び県の整備の状況等も踏まえ，県と連携しつつ対応する。

3 県，他の市町村その他関係機関との連携

市は，国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について，県と密接に連携して対応する。また，武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても，国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう，他の市町村等や事業者等との間で，その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど，必要な体制を整備する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食糧，飲料水，被服，毛布，医薬品，仮設テント，燃料など

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要である。このため、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発を、次のとおり行う。

第1節 国民保護措置に関する啓発

1 啓発の方法

市は、国や県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、ラジオ、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、災害時要配慮者に対しては、点字や外国語等を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

2 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

3 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2節 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

1 住民が取るべき対処等の啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロなどから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも想定される。

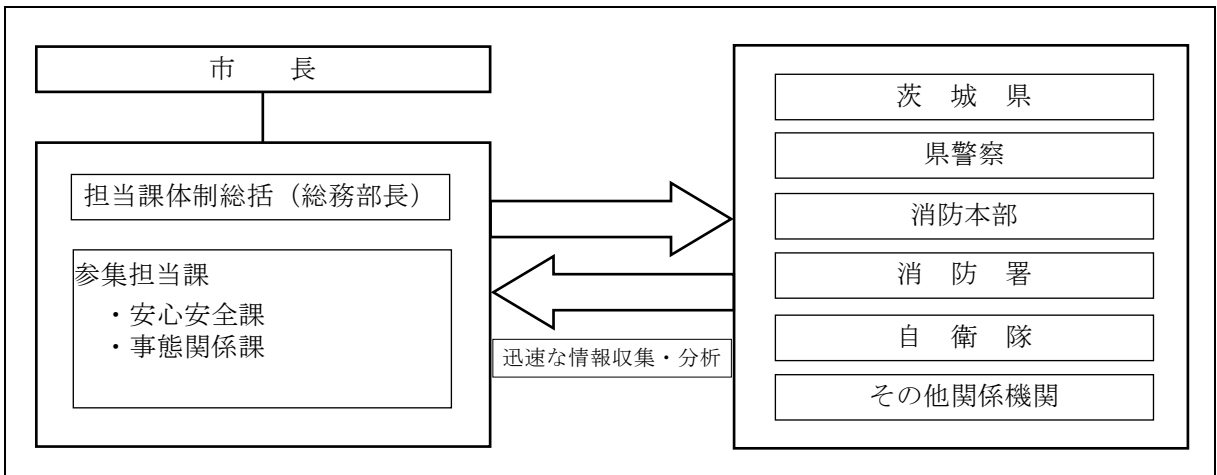
このため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、国による事態認定の前の段階における市の初動体制について、以下のとおり定める。

第1節 担当課体制の配備及び緊急事態連絡室の設置と初動措置

1 担当課体制の配備

- (1) 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、災害警戒本部や災害対策本部の組織編制等、市の防災体制を活用しつつ、「担当課体制」を配備する。

【担当課体制の組織構成】



※住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

※消防本部及び消防署においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

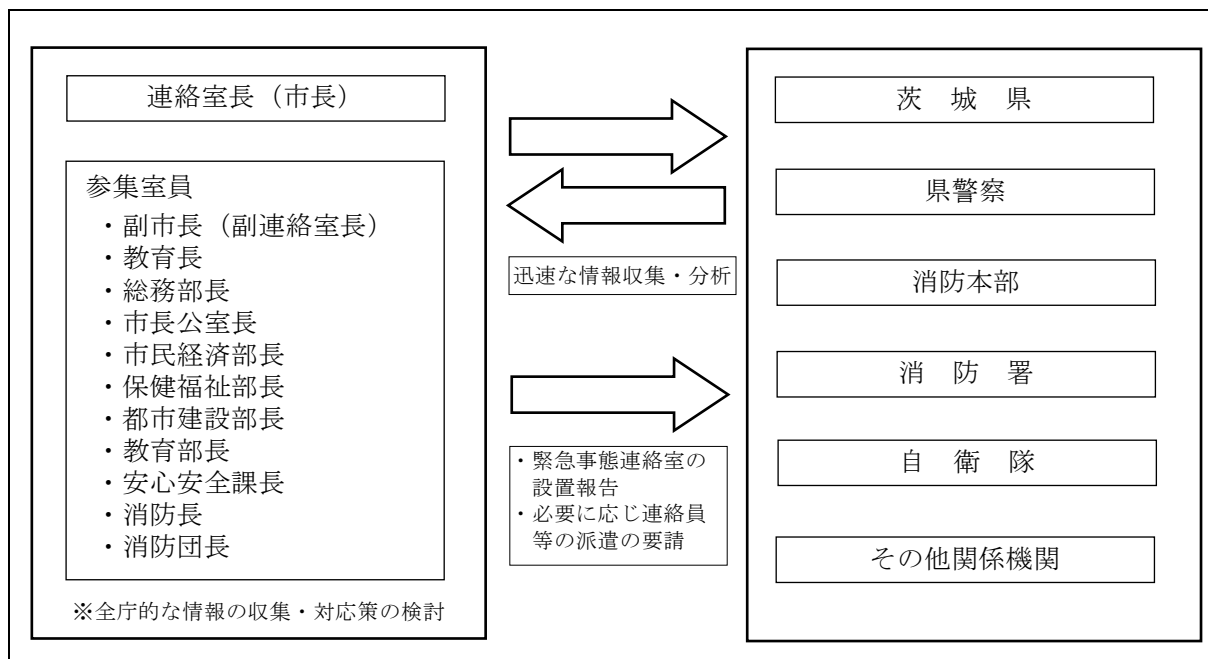
- (2) 「担当課体制」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに「担当課体制」を配備した旨について、県に連絡を行う。

この場合、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

2 緊急事態連絡室の設置

- (1) 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、災害警戒本部や災害対策本部の組織編制等、市の防災体制を活用しつつ、「緊急事態連絡室」を設置する。

【市緊急事態連絡室の組織構成】



※住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

※消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

- (2) 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに「緊急事態連絡室」を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、「緊急事態連絡室」は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

3 初動措置の確保

市は「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設

置の要請などの措置等を行う。

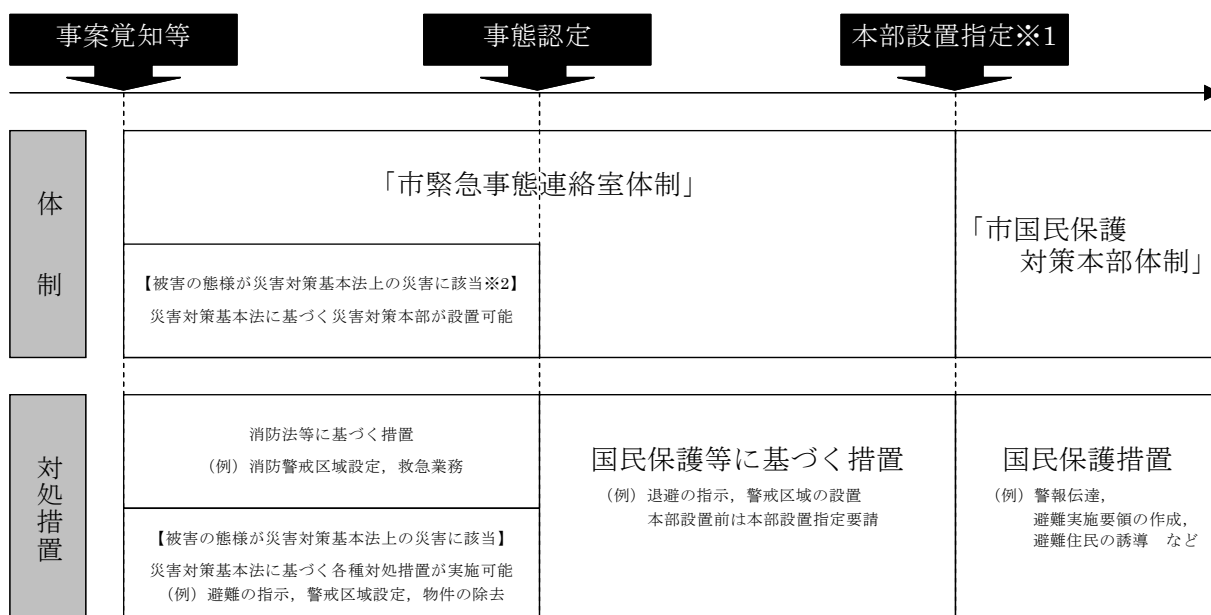
4 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

5 国民保護対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】：災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合が多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害の他、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶の事故等とされている。

第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を配備、又は「緊急事態連絡室」を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

第1節 市対策本部の設置

1 市対策本部を設置する場合の手順

(1) 市対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市対策本部を設置する。またこの際、災害警戒本部や災害対策本部等、市の防災体制に関わる組織編制を活用する。

なお、事前に「緊急事態連絡室」を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

(2) 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部事務局（総務部安心安全課）は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

※【一斉参集システム】：大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

(3) 市対策本部の開設

市対策本部事務局（総務部安心安全課）は、市役所伊奈庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始するものとする。なお、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、平時から、通信手段の状態を確認しておくこととする。

また、市長は、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

(4) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食糧、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(5) 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、以下のとおり市対策本部の予備施設を指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

【代替施設の指定】

第1位 谷和原庁舎

第2位 つくばみらい消防署

2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

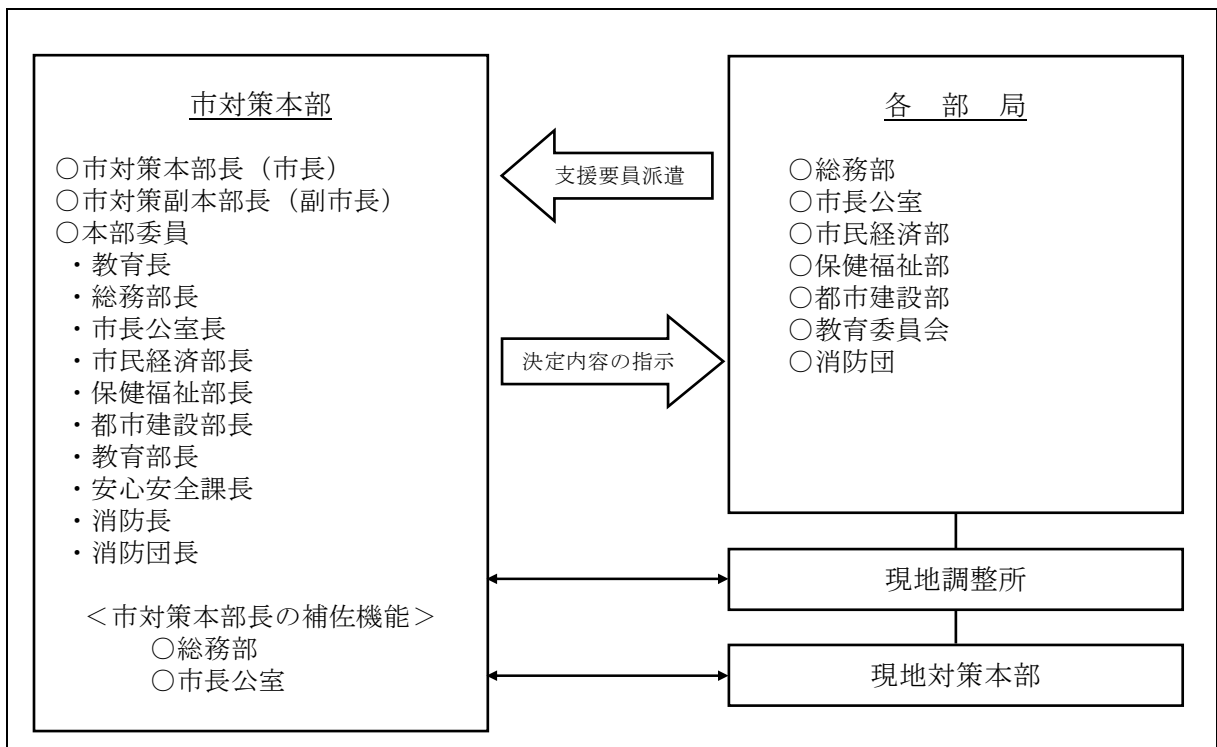
市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

3 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

なお、市対策本部長が必要と認めるとき、国の職員、その他つくばみらい市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることが可能である。

【市対策本部の組織構成】



【市の各部課における武力攻撃事態等における業務】

部課名	分掌事務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護対策本部の職員の動員に関すること。 ・ 国民保護対策本部の職員の厚生に関すること。 ・ 災害対策本部室の設備及び電力の確保に関すること。 ・ 国民保護のための措置の実施に係る予算及び経費の支出、物品の調達等に関すること。 ・ 被災者に対する税の免除等に関すること。 ・ 中央機関、茨城県との連絡に関すること。 ・ 現地対策本部の支援に関すること。
市長公室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災情報の収集及び提供に関すること。
市民経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産・商工労働関係の国民の保護のための措置に関すること。 ・ 安否情報に関すること。 ・ 廃棄物の処理に関すること。 ・ 被災地の防疫に関すること。 ・ その他国民の保護のための措置に関すること（事務局及び他部の所管に属するものを除く。）。
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難住民等の救援に関すること（他部の所管に属するものを除く。）。 ・ ボランティアに関すること。 ・ その他保健福祉関係の国民の保護のための措置に関すること。
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木建築・開発関係の国民の保護のための措置に関すること。 ・ 下水道に係る国民の保護のための措置に関すること。 ・ 上水道に係る国民の保護のための措置に関すること。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育関係の国民の保護のための措置に関すること。
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の避難に関すること。

4 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(1) 市対策本部における広報体制

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置すること。

② 広報手段

市報誌等の誌紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備すること。

③ 留意事項

広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

都道府県と連携した広報体制を構築すること。

5 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部と

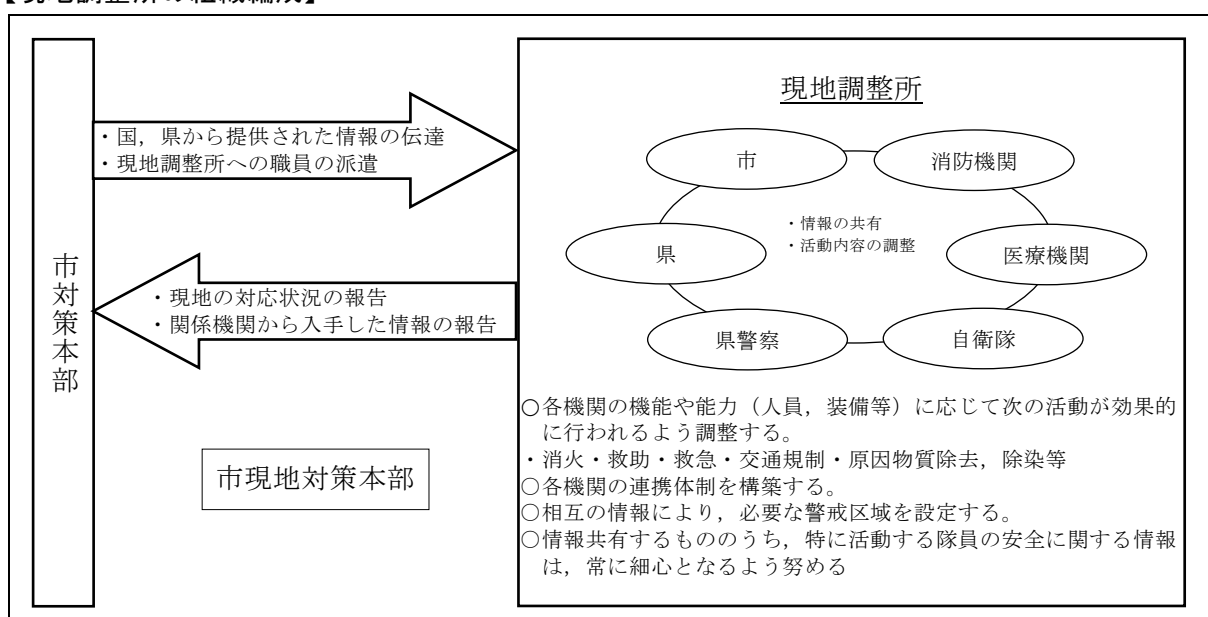
の連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

6 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



(1) 現地調整所の性格

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる）。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所

における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

7 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

8 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

第2節 通信の確保

1 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 国・県の対策本部との連携

1 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

2 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国現地対策本部が合同対策協議会を開催する場合は、国民保護に関する情報を交換し、各関係機関が実施する国民保護措置について相互に協力するため、職員を出席させる。

第2節 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

1 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

1 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等

により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊茨城地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

第 4 節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

1 他の市町村長等への応援の要求

- (1) 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- (2) 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

2 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

3 事務の一部の委託

- (1) 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - (ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - (イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- (2) 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

第 5 節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- 1 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- 2 市は、1 の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に

対し、1の職員の派遣について、あつせんを求める。

第6節 市の行う応援等

1 他の市町村に対して行う応援等

- (1) 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- (2) 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第7節 ボランティア団体等に対する支援等

1 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

2 ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保することから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

3 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を市対策本部、県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表するよう努める。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第8節 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、住民による協力は住民の自発的な意志に委ねられるものであるので、要請に当たり強制しないよう配慮する。

- 1 避難住民の誘導及び救援等
- 2 消火，負傷者の搬送，被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 3 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、使用可能なあらゆる媒体や手段を駆使して正確な情報を適時かつ的確な方法により、警報の迅速かつ的確な伝達及び通知等とともに、避難の措置を行うことについて、以下のとおり定める。

第1項 警報の通知及び伝達

第1節 警報の通知等

1 警報の伝達

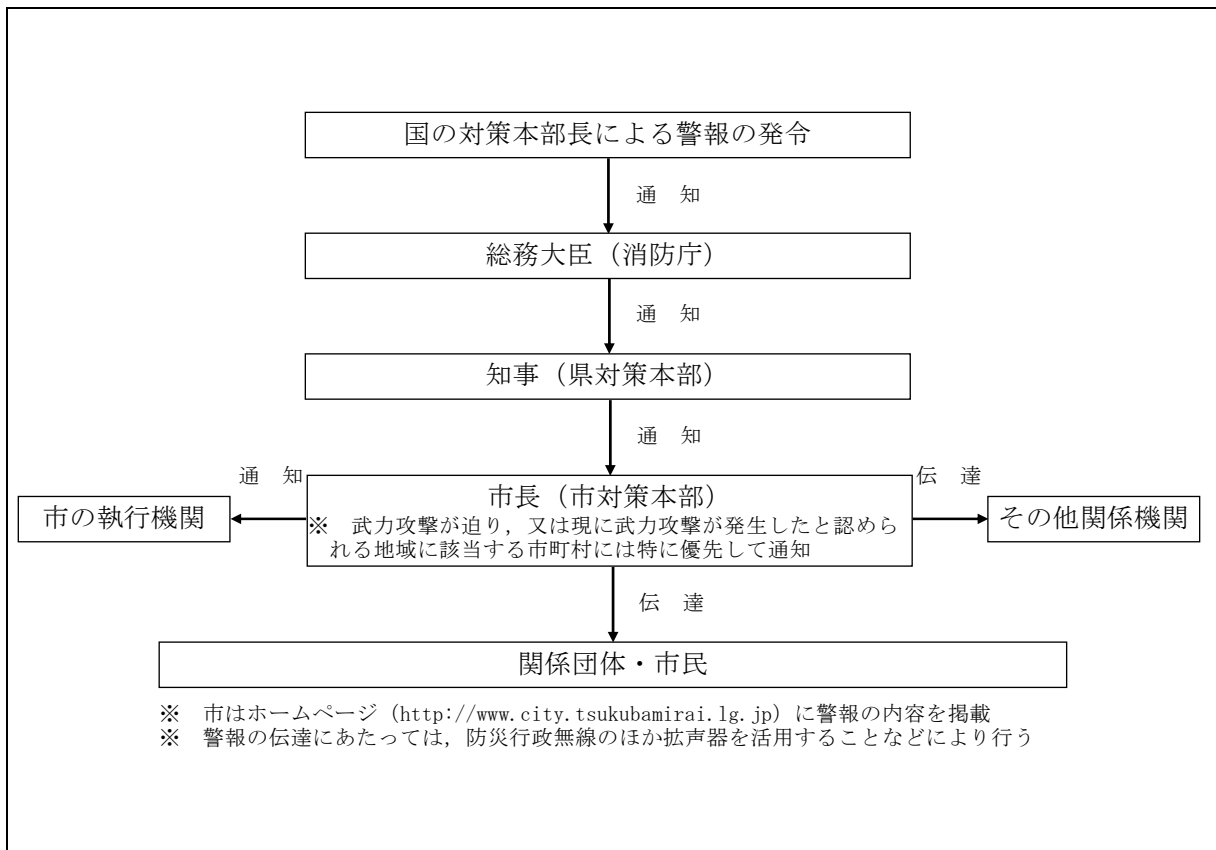
(1) 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

2 警報の通知

(1) 市は、当該市の他の執行機関及びその他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、第2編第1章第4項第2節に掲げるところに従って、警報の内容を通知する。

(2) 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.tsukubamirai.lg.jp>）に警報の内容を掲載する。

【警報の通知・伝達の仕組み】



第2節 警報伝達の基準及び伝達方法

1 市は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。なお、その手段は以下のとおりとする。

- (1) サイレン
- (2) 防災行政無線
- (3) 自治会、自主防災組織、消防団を通じての伝達
- (4) 広報車
- (5) ホームページ
- (6) ファクシミリ

2 市警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- (1) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- (2) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を活用し、国が発信した警報を防災行政無線により迅速に住民へ伝達する。

3 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

4 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等、災害時要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、災害時要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよ

うな体制の整備に努める。

- 5 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。なお、その他は警報の発令の場合と同様とする。

第3節 緊急通報の伝達及び通知

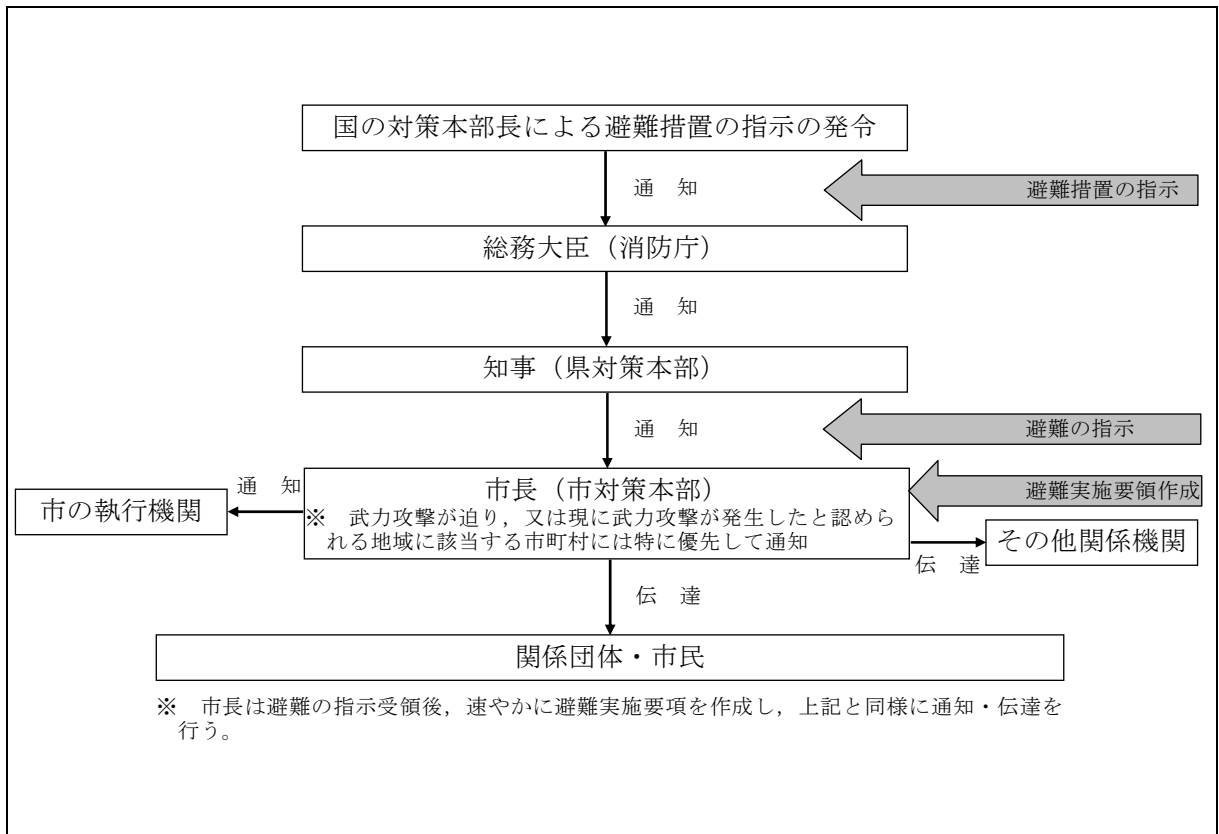
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2項 避難の誘導等

第1節 避難の指示の通知・伝達

- 1 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- 2 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



第2節 避難実施要領の策定

1 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のひな型の中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には直ちに避難実施要領の内容を修正する

2 避難実施要領に定める事項

- (1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- (2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- (3) その他避難の実施に関し必要な事項

3 避難実施要領作成の際の主な留意事項

- (1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- (2) 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- (3) 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- (4) 集合時間
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- (5) 集合に当たっての留意事項
集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、災害時要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- (6) 避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- (7) 市町村職員、消防団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- (8) 特に配慮を要する避難行動要支援者への対応
高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- (9) 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。
- (10) 避難誘導中の食糧等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食糧・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- (11) 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- (12) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

避難実施要領（案）

茨城県つくばみらい市長
○月○日現在

1. 避難の経路，避難の手段その他避難の方法

つくばみらい市における住民の避難は，次の方法で行うものとする。

- (1) つくばみらい市のA地区の住民は，B市のB地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として，○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

- 避難の手段（バス・鉄道・その他）

バスの場合：つくばみらい市A1地区の住民は，つくばみらい市立A1小学校グラウンドに集合する。その際，○日○時を目途に，できるだけ自治会，町内会，事業所等の単位で行動すること。集合後は，○○バス会社の用意したバスにより，国道○○号線を利用して，B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：つくばみらい市A1地区の住民は，○○鉄道○○線A駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に，できるだけ自治会，町内会，事業所等の単位で行動し，A駅までの経路としては，できるだけ国道○○号線又はA通りを使用すること。集合後は，○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B駅到着後は，B市職員及びつくばみらい市職員の誘導に従って，主に徒歩でB市立B高校体育館に避難する。

---以下略---

- (2) つくばみらい市のA2地区の住民は，B市のB地区にあるB市立B2高校体育館を避難先として，○日○時を目途に住民の避難を開始する。

---以下略---

2. 避難住民の誘導の実施方法

- (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう，以下に示す要員及びその責任者等について，市職員等の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水，食糧等支援要員等

- (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後，すみやかに，避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は，各世帯に声をかける。）

- (3) 高齢者，障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては，傷病者，障がい者，高齢者，幼児等を優先的に避難を行う。また，自主防災組織や自治会など地域住民にも，福祉関係者との連携の下，市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3. その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は，数日分の飲料水や食糧品，生活用品，救急医薬品，ラジオ，懐中電灯等，必要なものを入れた非常持出品だけとし，身軽に動けるようにする

- (2) 服装は，身軽で動きやすいものとし，帽子や頭巾で頭を保護し，靴は底の丈夫な履きなれた靴を履くようにする。

- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの，緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

- ・ つくばみらい市総務部総務課
- ・ TEL 0297-58-2111
- ・ FAX 0297-58-5611

---以下略---

4 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長及び陸上自衛隊第一施設団長並びにその他の関係機関に通知する。

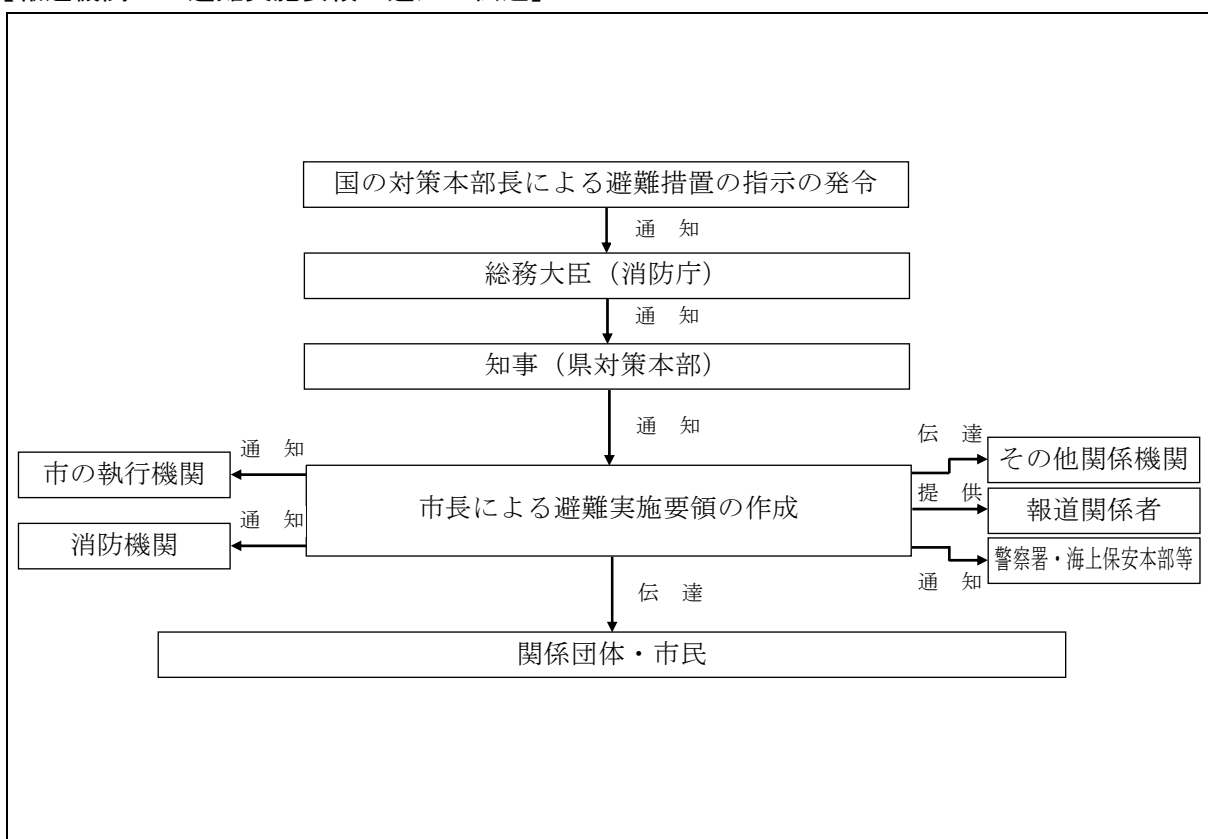
さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

5 広域避難（広域一時滞在）

市長は、市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

なお、本市が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

【報道機関への避難実施要領の通知・伝達】



第3節 避難住民の誘導

1 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員及び消防団長を指揮し、消防本部消防長と協力し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

2 消防機関の活動

市長は、消防本部消防長に対し、消防本部及び消防署が、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うよう要請する。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

3 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

4 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

5 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

6 災害時要配慮者への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の災害時要配慮者の避難を万全に行うため、救助班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、災害時要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

7 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

8 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

9 動物の保護等に関する配慮

市は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- (1) 危険動物等の逸走対策
- (2) 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

10 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

11 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食糧、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

12 避難住民の輸送の求め等

市長は、避難住民の輸送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の輸送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく輸送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては県対策本部長にその旨を通知する。

13 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる

第4節 避難にあたって配慮する事項

1 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- (1) 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。
- (2) 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、県からの避難措置の指示の通知の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示・誘導を行う。
- (3) 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- (1) 県の対策本部長による避難措置の指示の通知が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。）
- (2) ゲリラによる急襲的な攻撃により、県の対策本部長による避難措置の指示の通知を待っていないとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
- (3) ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については攻撃当初は一時的に屋内に避難させ移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

3 着上陸侵攻や航空機攻撃の場合

- (1) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃の本格的な侵略事態に伴う避

難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。

- (2) 着上陸侵攻や航空機攻撃に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、大規模な避難に伴う混乱発生の防止や住民の避難のための運送力の確保に努める。

4 NBC攻撃の場合

市長は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや、風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、市長は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

第5章 救援

市は、県と連携して、避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の措置について、以下のとおり定める。

第1節 救援の実施

1 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の捜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

3 着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

第2節 関係機関との連携

1 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

2 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

3 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

4 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第3節 救援の内容

1 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣が定める日までとする。

市長は「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

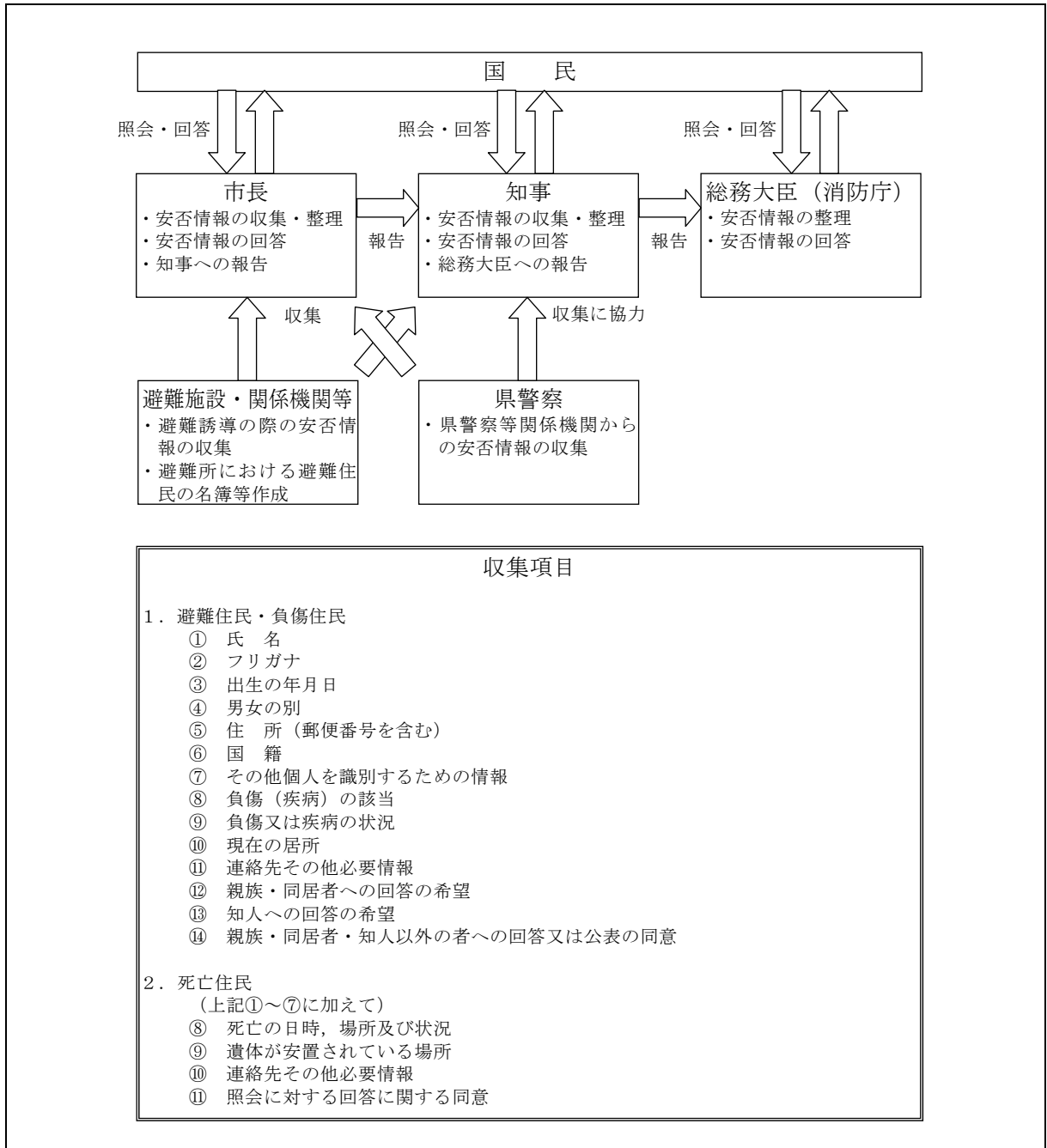
2 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集・整理及び提供の流れ】



収集項目

1. 避難住民・負傷住民
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所（郵便番号を含む）
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ その他個人を識別するための情報
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族・同居者への回答の希望
 - ⑬ 知人への回答の希望
 - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
2. 死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

 - ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑨ 遺体が安置されている場所
 - ⑩ 連絡先その他必要情報
 - ⑪ 照会に対する回答に関する同意

第1節 安否情報の収集

1 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

2 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

3 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

第2節 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する【様式第3号安否情報報告書（P2-13 参照）】に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を、原則として安否情報システムにより県に報告し、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

第3節 安否情報の照会に対する回答

1 安否情報の照会の受付

- (1) 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- (2) 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する【様式第4号 安否情報照会書】に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日

総務大臣
(茨城県知事) 殿
(つくばみらい市長)

申 請 者

住所(居所) _____

氏名 _____

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規程に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)		①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ()
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の生年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他団体にあたっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出席の年月日」欄は元号標記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

2 安否情報の回答

- (1) 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する【様式第5号 安否情報回答書】により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- (2) 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- (3) 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第5号に基づく安否情報回答書】

殿		年 月 日
		総務大臣 (茨城県知事) (つくばみらい市長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の住所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要事項		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」の欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別」の欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号標記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要事項」に記入すること。

3 個人情報保護への配慮

- (1) 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- (2) 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第4節 日本赤十字社に対する協力

市は、外国人に関する安否情報を整理し、日本赤十字社茨城県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する安否情報を提供する。当該安否情報の提供に当たっても、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第5節 市における安否情報の収集及び提供の基準

1 市による安否情報の収集

市による安否情報の収集は、第1節1の情報や、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行う。また、市は、第1節3の留意点を踏まえあらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求める。

2 市による安否情報の報告及び照会に対する回答

市による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項及び措置の実施について、以下のとおり定める。

第1節 生活関連等施設の安全確保等

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

市長は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対して随時十分に提供す

ること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮する。

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関等その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び排除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、国民保護法施行令第 28 条第 1 号に定める危険物について、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物の取扱者に対し、以下の措置を講ずべきことを命ずるものとする。

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法 12 条の 3）
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法 103 号第 3 項第 2 号）
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法 103 号第 3 項第 3 号）

(2) 施設管理者に対する措置の要請

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1) のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

5 市による事前措置

市は、武力攻撃災害が発生した場合、被害を拡大させる恐れがある設備又は物件の所有者や管理者に対して、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、設備・物件の除去、その他必要な措置を講じることを指示することができる。

第2節 NBC（核兵器・生物兵器・化学兵器）攻撃による災害への対処

1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

また、市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、関係機関とともに原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、保健福祉センターによる消毒等の措置を行う。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

5 市長及び消防本部の管理者の権限

市長又は消防本部の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【法第 108 条の汚染拡大防止措置に関する表】

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は消防本部の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【権限を行使する際の通知又は掲示事項】

	通知又は掲示事項
1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 措置に必要な土地等への立入

市長は、放射性物質等による汚染の拡大防止措置を講ずるため必要があると認めるときは職員に他人の土地建物その他の工作物又は船舶もしくは航空機（以下、「土地等」という）に立ち入らせることができる。

なお、当該職員が他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめその旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知しなければならない。また、他人の土地等に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 要員の安全の確保

市長又は消防本部の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現

地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第3節 応急措置等

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

なお、市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から避難場所へ退避するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには「屋内への退避」を指示する。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには「屋内への退避」を指示する「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなり、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察と現地調整所等において連携を密にし、

活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用

イ 土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

ウ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する

調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ(※)の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

※【トリアージ】：災害医療における多数の傷病者を重傷度と緊急性によって分別する方法。日本では、阪神淡路大震災の教訓から総務省消防庁によってトリアージタグの書式が規格として統一され、4色のカードで表示される。
(黒：死亡、もしくは現状では救命不可能とされるもの、赤：生命に関わる重篤な状態で、救命の可能性があるもの、黄：生命に関わる重篤な状態ではないが、搬送が必要なもの、緑：救急での搬送の必要がない軽症なもの)

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市町村長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長は、現場で活動する消防団員及び市職員等に対し、水防管理者は現場で活動する水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 保健衛生対策

市は、避難先地域において、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防、衛生状態の改善への配慮等を行う。また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応する。

さらに、高齢者、障がい者等、災害時要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 防疫対策

市は、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下によって引き起こされる感染症等の発生予防及びまん延防止のため避難住民等に対する啓発活動、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

3 食品衛生対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

4 飲料水衛生確保対策

- (1) 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- (2) 市は地域防災計画の定めに準じて水道水の供給体制を整備する。
- (3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

5 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

6 し尿処理対策

- (1) 市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施する。また、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。
- (2) 市は県の協力の下に仮設（簡易）トイレを速やかに設置するとともに十分な衛生管理を行う。

- (3) 市は、し尿処理を実施するに当たって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。

第2節 廃棄物の処理

1 廃棄物処理対策

- (1) 市は、地域防災計画の定めに基づいて「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- (2) 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

2 廃棄物処理の特例

- (1) 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- (2) 市は、(1)により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市が実施する国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

第1節 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行うものとする。

- 1 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- 2 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談体制を充実する。

第2節 避難住民等の生活安定等

1 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

2 税の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

4 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者事業者等に応じた対応を実施する。

第3節 生活基盤等の確保

1 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給に係る需要者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に

応じた送水停止等，武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

2 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は，当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

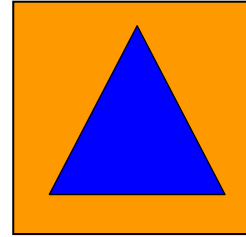
1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両船舶航空機等（以下この章において「場所等」という）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

市は、特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。



【特殊標章】

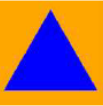
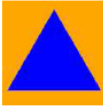
(2) 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

<表面>

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身 分 証 明 書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____		
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

<裏面>

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- -----		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

【身分証明書のひな型】

（日本工業規格 A 7：横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル）

2 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱例及び消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱例平成 17 年 10 月 27 日消防国第 30 号国民保護室長通知）を参考）。

(1) 市長

- ・市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 基本的考え方

1 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

2 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第2節 公的施設の応急の復旧

1 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

2 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害等の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害からの復旧の基本的な考え方を以下のとおり定める。

第1節 基本的な考え方

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 当面の復旧についての留意事項

本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、市は、被災した施設及び設備について、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案し、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると認めるときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧方針を定める。

なお、水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設が被害を受けた場合、市民の生活機能が著しく損なわれることに留意し、市は、県及び指定地方公共機関等と相互に連携を図りながら、これらの施設の応急復旧が迅速に行われるよう努める。

第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 国民保護措置に要した費用の支弁，国への負担金の請求

1 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2節 損失補償及び損害補償

1 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

2 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

第3節 総合調整及び指示に係る損失の補填

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

第1章 基本的考え方と対処

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急処理事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ、対処する必要がある。そのための平素からの備えと対処について基本的な考え方を以下のとおり定める。

第1節 緊急処理事態に対する基本的考え方

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章第2節に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第2節 緊急処理事態への対処上の留意点

1 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

2 赤十字標章及び特殊標章等の取扱い

赤十字標章等及び特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における赤十字標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急処理事態には準用されていないので留意する。

3 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした国民経済上の措置に関する規定(生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定)は、長期にわたるものと想定していない緊急処理事態には準用されていないので留意する。

(資 料 編)

【 目 次 】

《資料編》

1. 総則

- 1-1 つくばみらい市防国民保護協議会委員名簿……………資-1
- 1-2 つくばみらい市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例……………資-2
- 1-3 つくばみらい市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則……………資-3
- 1-4 つくばみらい市国民保護協議会条例……………資-5

2. 避難マニュアル

- 2-1 避難実施要領のひな型の作成に当たって……………資-6

3. 協定

- 3-1 災害協定等一覧……………資-25

1. 総 則

1-1 つくばみらい市国民保護協議会委員名簿

	機関名	役職
1	つくばみらい市長	市 長
2	国土交通省関東地方整備局下館河川事務所	所 長
3	陸上自衛隊古河駐屯地第1施設団第101施設器材隊	隊長
4	茨城県県南県民センター	センター長
5	茨城県土浦土木事務所	所 長
6	茨城県つくば保健所	所 長
7	茨城県常総警察署	署 長
8	つくばみらい市	副市長
9	つくばみらい市	市長公室長
10	つくばみらい市	総務部長
11	つくばみらい市	市民経済部長
12	つくばみらい市	保健福祉部長
13	つくばみらい市	都市建設部長
14	つくばみらい市教育委員会	教育部長
15	つくばみらい市教育委員会	教育長
16	つくばみらい市消防団	団 長
17	常総地方広域市町村圏事務組合消防本部	消防長
18	つくばみらい消防署	署 長
19	東日本電信電話(株)茨城支店	支店長
20	東京電力(株)竜ヶ崎支社	支社長
21	東部ガス(株)茨城南支社守谷事業所	所 長
22	筑波学園ガス(株)	代表取締役社長
23	(一社)茨城県つくば市医師会	理 事
24	(一社)茨城県きぬ医師会	理 事
25	(一社)つくばみらい市歯科医師会	代表理事
26	(公社)茨城県薬剤師会 つくば薬剤師会	管理薬剤師
27	関東鉄道(株)つくば中央営業所	所 長
28	首都圏新都市鉄道(株)つくば駅務管理所	所 長
29	つくばみらい市社会福祉協議会	事務局長
30	つくばみらい市議会	議 長
31	つくばみらい市区長会	会 長
32	(一社)茨城県建設業協会土浦支部つくば分会	会 長
33	茨城みなみ農業協同組合 女性部	部 長
34	つくばみらい市商工会 女性部	部 長

1-2 つくばみらい市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

つくばみらい市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 7 月 3 日
条例 第 157 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 31 条(同法第 183 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、つくばみらい市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及びつくばみらい市緊急対処事態対策本部(第 6 条において「緊急対処事態対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民保護対策本部の組織)

第 2 条 つくばみらい市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 本部員(副本部長である本部員を除く。以下同じ。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置く。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(国民保護対策本部の部)

第 3 条 国民保護対策本部に、部を置く。

2 部に部長を置く。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(国民保護対策本部の現地対策本部)

第 4 条 現地対策本部に現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

(緊急対処事態対策本部への準用)

第 6 条 第 2 条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第 2 条第 1 項中「つくばみらい市国民保護対策本部長」とあるのは、「つくばみらい市緊急対処事態対策本部長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 つくばみらい市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則

つくばみらい市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則

平成 18 年 8 月 1 日

条例第 123 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、つくばみらい市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(平成 18 年つくばみらい市条例第 157 号。以下「条例」という。)第 5 条(条例第 6 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、つくばみらい市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及びつくばみらい市緊急対処事態対策本部(以下「緊急対処事態対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)及び条例において使用する用語の例による。

(国民保護対策本部の副本部長、本部員その他の職員)

第 3 条 副本部長は、副市長をもって充てる。ただし、副市長が欠けたときは総務部長をもって充てる。

2 本部員は、法第 28 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のほか、次に掲げる者をもって充てる。

(1) つくばみらい市行政組織規則(平成 18 年つくばみらい市規則第 3 号)第 5 条第 1 項に規定する部長

(2) 教育次長

(3) 秘書広聴課長

(4) 総務課長

(5) 水道課長

3 本部長、副本部長及び本部員以外の本部の職員は、市長部局、会計課、水道課、教育委員会、議会事務局、農業委員会事務局に属する職員をもって充てる。

(平 19 規則 26・一部改正)

(国民保護対策本部の会議)

第 4 条 国民保護対策本部の会議(以下「会議」という。)は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 会議は、本部長が主宰する。

(事務局の設置及び分掌事務)

第 5 条 国民保護対策本部に事務局を置く。

2 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 会議に関すること。

(2) 国民の保護のための措置の実施に関する各部間の連絡調整に関すること。

(3) 武力攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに国民の保護のための措置の実施に関する情報並びに被災情報の収集、整理及び伝達に関すること。

(4) 警報の通知その他市民の避難誘導に関すること。

(5) 被災地における支援活動に関すること。

- (6) 茨城県対策本部長に対する国民の保護のための措置に関する総合調整要請に関すること。
- (7) 国・県への要望・陳情に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、国民保護のための措置の実施に必要な事項に関すること。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(部の設置及び分掌事務)

第6条 国民保護対策本部に置かれる部は、別表の部名の欄に掲げるとおりとし、その分掌事務は、それぞれ同表の分掌事務の欄に掲げるものとする。

(部長)

第7条 部長は、別表の部長の欄に掲げるものをもって充てる。

2 部長は、所属職員を指揮監督する。

(部の組織等に関する事項の委任)

第8条 前2条に定めるもののほか、部の組織等に関する事項は、市長が別に定める。

(現地対策本部の設置及び分掌事務)

第9条 本部長は、武力攻撃災害の状況に応じ、被災地に近い場所に現地対策本部を置くものとする。

2 現地対策本部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 現地における国民保護のための措置の実施に関する連絡調整に関すること。
- (2) 現地の被災状況、復旧状況等に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長から特に命ぜられたこと。

(特例措置)

第10条 本部長は、武力攻撃災害の状況等により必要があると認めるときは、第6条から前条までの規定にかかわらず、当該武力攻撃災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

(緊急対処事態対策本部への準用)

第12条 第3条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第26号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第17号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

1-4 つくばみらい市国民保護協議会条例

つくばみらい市国民保護協議会条例

平成 18 年 7 月 3 日
条例第 156 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、つくばみらい市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、40 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、その職を失うものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年つくばみらい市条例第 29 号)の定めるところによる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 避難マニュアル

2-1 避難実施要領のひな型の作成に当たって（避難マニュアル）

■避難実施要領のひな型の作成（P2-18 抜粋）

- 市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のひな型をあらかじめ作成する。

■避難住民の誘導等（P 3-17 抜粋）

- 市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のひな型の中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定する。（以下略）

○ 避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「避難実施要領」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

○ 避難実施要領のひな型の作成について

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う都道府県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

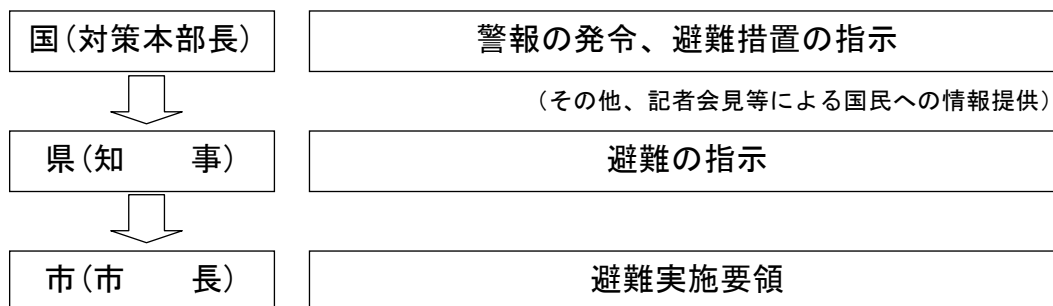
かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

1. 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる）。
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

避難実施要領（一例）

茨城県つくばみらい市長

○月○日○時現在

1. 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っていると警報を発令し避難措置の指示を行うとともに、茨城県知事はこれを受け、本市に避難の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

【留意事項】

- 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では「正常化の偏見」*が存在する）。
 - 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。
- *「正常化の偏見」：異常が発生しているにもかかわらず、日常的に慣れ親しんでいる正常な状態を前提にして楽観視しようとする心理。兆候を見逃したり初動対応が遅れる原因になる可能性がある。

2. 避難誘導の方法

- ・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、本市域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。
- ・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する）。
- ・車両内に在る者に対しては実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- ・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や堅ろうな建物の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。
- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察等に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

【留意事項】

- 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。
- 現在調査を行っている全国瞬時警報システム（J-alert）が配備された場合には、国において各市の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。
- 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3. その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要配慮者の「避難支援プラン」等を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

4. 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。（職員参集基準参照）

2. ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。
なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から避難実施要領の策定に当たっては各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

(避難に比較的余裕がある場合の対応)

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

(昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応)

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、常総警察署、消防機関、第三管区海上保安本部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領 (一例)

茨城県つくばみらい市長

○月○日○時現在

1. 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性のあることを踏まえ、警報を発令し、つくばみらい市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行うとともに、茨城県知事はこれを受け、本市に避難の指示を行った（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載）。

【留意事項】

- 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2. 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

- ・つくばみらい市は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、〇〇市・〇〇小学校へ避難させる。
- ・この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。
- ・避難誘導の方法については、各現場における常総警察署、第三管区海上保安本部、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

【留意事項】

- 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。
- 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、常総警察署とあらかじめ調整しておくことが重要である。
- 原子力事業所周辺における避難については、原子力災害が発生するおそれがある場合には、住民に対し、屋内避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して、他の地域への避難の準備又は避難を行わせる。この場合において、地理的条件や交通事情を勘案し、常総警察署の意見を聴いた上で、自家用車を交通手段として示すことができる。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の〇〇市・〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

【留意事項】

- 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、常総警察署、第三管区海上保安本部、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。
- 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

（3）輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

（ア）A地区

約 200 名、A 公民館、市保有車両×4〇〇バス 2 台

（イ）B地区

約 200 名、B 公民館、〇〇バス×大型バス 4 台

（ウ）C地区

約 100 名、C 公民館、〇〇バス×大型バス 2 台

（エ）その他

イ 輸送開始時期・場所

〇〇日 15:30、A・B・C 公民館

ウ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

【留意事項】

- バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。
- 避難経路については、交通規制を行う常総警察署の意見を十分に聴いて決める。
- 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。
- 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

（4）避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に F A X 等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要配慮者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 災害時要配慮者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プラ

ンを活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

【留意事項】

- 都心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。
- 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「救助班」を設置し「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。

- a ○○病院の入院患者 5 名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
- b △△老人福祉施設入居者 25 名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。
- c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

【留意事項】

- 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「救助班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17:30 までに終了するよう活動を行う。

【留意事項】

- 「正常化の偏見」(P 資料-3 参照)を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

【留意事項】

- 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日常品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

- ・誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。
- ・事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。
- ・誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

【留意事項】

- 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。
- 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3. 各部課の役割

各部課の役割については、別に定める。(市の各部課における武力攻撃事態における業務参照)

4. 連絡・調整先

- ア バスの運行は、茨城県及び常総警察署と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び〇〇市職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所：つくばみらい市役所
- オ 現地調整所設置場所：〇〇〇

5. 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市の支援を受ける。

(昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難)

避難実施要領 (一例)

茨城県つくばみらい市長

○月○日○時現在

1. 事態の状況

○日○時○分に○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○地域で戦闘が継続している状況にある(○日○時現在)。

2. 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

- ・ ○地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。
- ・ 武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断される場合は、屋内に一時的に避難させる。
- ・ 武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、常総警察署第三管区海上保安本部及び自衛隊等と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。
- ・ 新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

【留意事項】

- ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における常総警察署、第三管区海上保安本部、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。
- 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。
- 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(2) 避難の方法(状況の変化とともに、逐次修正)

○時現在
○地区については、○道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。自力歩行困難者は、・・・・。
○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

【留意事項】

- 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する常総警察署、第三管区海上保安本部及び自衛隊等の意見を聴いた上で決定することが必要である。
- 現地調整所で、常総警察署、第三管区海上保安本部、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

3. 死傷者への対応

- ・住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇病院に誘導し、又は搬送する。
- ・NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。
- ・また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

【留意事項】

- DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム)は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

4. 安全の確保

- ・誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。
- ・事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。
- ・誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

【留意事項】

- 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。
- 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

(都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領 (一例)

茨城県つくばみらい市長

○月○日○時現在

1. 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○地域における爆発について、化学剤(○○剤と推定される)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の○○市○○1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域(○○1丁目～5丁目)を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行うとともに、茨城知事はこれを受け、本市に避難の指示を行った。

2. 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

- ・つくばみらい市は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○地区の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。
- ・当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する常総警察署、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

【留意事項】

- 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する常総警察署、消防機関、第三管区海上保安本部、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

【留意事項】

- NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要配慮者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

【留意事項】

- 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

【留意事項】

- 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

【留意事項】

- NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

- ・ 行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の汚染状況等の情報を提供する。
- ・ 特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

【留意事項】

- 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。
- 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3. 各部課の役割

各部課の役割については、別に定める。（市の各部課における武力攻撃事態における業務参照）

4. 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：つくばみらい市役所

イ 現地調整所設置場所：〇〇〇

3. 着上陸侵攻・航空機攻撃等の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県国民保護計画と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

(避難誘導における留意点)

1. 各種の事態に則した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の大都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、常総警察署、消防機関、第三管区海上保安本部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 離島については、県による船舶等の運送手段の確保と並行しながら、島内における運送手段の確保や残留者の有無の確認等を行うこととなる。
- 大都市部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び災害時要配慮者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2. 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、常総警察署、第三管区海上保安本部、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、「現地調整所」を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、「現地調整所」において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。

3. 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。
- また「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 災害時要配慮者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4. 高齢者、障がい者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の災害時要配慮者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の災害時要配慮者支援措置を講じていくことが適切と考える。
 - ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「救助班」の設置
 - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - ④ 災害時要配慮者の避難の支援、安否の確認等を実施するための基礎とする「避難行動要支援者名簿」の作成 ※同意を得るための様式例を以下に記す。 等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。

同意を得るための様式例

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所			
避難支援等を必要とする事由		<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている 要介護状態区分： <input type="checkbox"/> 手帳所持 障害名：() 等級： <input type="checkbox"/> その他 【特記事項】	
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

※同意いただいた場合、 の欄に障害名等を記載し、避難支援等関係者に提供します

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、〇〇市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかしないかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます

平成△△年□月◇日 氏名 _____

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

出典：「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月）」

5. 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、常総警察署等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから誘導に当たる者はより一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6. 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7. 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として「企業内の防災」のみならず「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間大都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。4月の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした）。
- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8. 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 各市においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。
- 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える必要がある。

- 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

参考：「武力攻撃やテロなどから身を守るために（内閣官房）」

3. 協定

3-1 災害協定等一覧

No	災害協定名称	協定内容	調印年月日	災害協定先							担当課
					国	県	市町村	法人団体	民間	その他	
1	災害時等の相互応援に関する協定	1食料・飲料及び生活必需品等の提供 2救出・医療・応急復旧に必要な資機材等の提供 3車両・舟艇等の提供 4医療職・技術職・技能職等の職員派遣 5被災者一時収容のための施設の提供 6その他特に要請のあったもの	H6.4.1	茨城県内 全市町村			●				安心安全課
2	災害時の医療救護についての協定	医療救護班の派遣 ・被災者のスクリーニング(症状判別) ・傷病者の応急処置及び医療の提供 ・後方医療機関への転送の要否及びその順位決定 ・死亡の確認 ・その他の処置	H13.3.2	筑波大学付属病院						●	安心安全課
3	災害時の医療救護についての協定	医療救護班の派遣 ・被災者のスクリーニング(症状判別) ・傷病者の応急処置及び医療の提供 ・後方医療機関への転送の要否及びその順位決定 ・その他の処置	H13.3.2	社団法人 茨城県薬剤師会 つくば支部				●			安心安全課
4	NTTの通信サービス停止に伴う防災行政無線の利用に関する覚書	大規模な災害、事故又は故障による通信業務の停止が発生した場合、防災行政無線による広報を行う	H18.6.13	東日本電信電話㈱					●		安心安全課
5	つくばみらい市防災行政無線の活用に関する協定書	電力供給に関わる大規模事故の発生及び需給逼迫時に防災行政無線による広報活動を行う。	H20.7.8	東京電力㈱ 茨城支店					●		安心安全課
6	災害時における救援物資の提供に関する協定書	1災害対応型自動販売機内の商品の無償提供 2飲料水の優先供給	H21.2.5	利根ココロラボ リング㈱					●		安心安全課
7	災害時における応急対策活動に関する協定書	1道路その他の公共施設の被害の防止及び応急復旧作業 2水害の防止及び応急復旧作業 3日常生活が困難となる住宅地の障害物の除去作業 4人命救助のための障害物の除去作業 5その他被害の防止及び応急復旧作業 6対策活動に必要な建設資機材の調達及び運搬	H21.2.20	社団法人 茨城県建設業協会 土浦支部 つくば分会				●			安心安全課
8	災害救助に必要な物資の供給に関する協定	1仮設トイレ・発電機の優先供給 2その他物資の優先供給	H21.8.1	㈱レンタルのニッケン 龍ヶ崎営業所					●		生活環境課
9	災害時の情報交換に関する協定	情報連絡員(リエゾン)の派遣	H23.6.1	国土交通省 関東地方整備局	●						安心安全課
10	災害時支援協力に関する協定	施設の避難所使用	H23.12.7	茨城みなみ 農業共済組合						●	安心安全課
11	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	1炊事用品(鍋・やかん・しゃもじ等)の優先供給 2食器類(上皿・紙コップ・箸等)の優先供給 3日用品(ティッシュペーパー・歯ブラシ・紙おむつ・ゴミ袋等)の優先供給 4光熱材(卓上コンロ・ガスボンベ・懐中電灯等)の優先供給 5食料品(米・パン・牛乳・調味料・粉ミルク等)の優先供給	H23.12.13	いばらきコープ 生活協同組合						●	安心安全課
12	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅用援護者の受け入れ	H24.9.19	社会福祉法人 ほほえみ会(雅荘)				●			介護福祉課
13	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅用援護者の受け入れ	H24.9.19	社会福祉法人 青洲会(いなりの里)				●			介護福祉課
14	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅用援護者の受け入れ	H24.9.19	社会福祉法人 竹育会(ぬくもり荘)				●			介護福祉課
15	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	避難所への特設公衆電話の設置	H25.2.21	東日本電信電話㈱					●		安心安全課
16	災害時における放送等に関する協定	災害情報の放送	H25.3.19	土浦ケーブルテレビ㈱					●		安心安全課

《 次ページに続く 》

No	災害協定名称	協定内容	調印年月日	災害協定先							担当課
					国	県	市町村	法人団体	民間	その他	
17	災害時における相互応援に関する協定書	1 食料・飲料及び生活必需品等の提供 2 救出・医療・応急復旧に必要な資機材等の提供 3 車両・舟艇等の提供 4 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 5 被災者一時収容のための施設の提供 6 その他特に要請のあったもの	H25.3.19	埼玉県伊奈町			●				安心安全課
18	災害時の緊急救援物資輸送に関する協定	1 緊急輸送に必要な車両・資機材の出動 2 緊急輸送に必要な人材の派遣 3 その他必要と認める業務	H25.5.20	社団法人 茨城県トラック協会 常総支部				●			安心安全課
19	災害時における救援物資提供に関する協定	1 災害対応型カップ式自動販売機の飲料水 10,000カップ無償提供 2 紙カップ、飲料用原料 3 ミネラルウォーターその他の缶、ペットボトルの清涼飲料水 4 カップ麺(自動販売機用) 5 ゴミ袋、トイレトイペーパー、ペーパータオル、ボックスティッシュその他の物資	H25.6.25	㈱アベックス 京葉支社					●		安心安全課
20	廃棄物と環境を考える協議会 加盟団体災害時相互応援協定	1 応援物資及び資機材の提供 2 応急及び復旧に必要な職員の派遣 3 その他特に要請があった事項	H25.7.12	北茨城市 ほか64団体			●				安心安全課
21	災害時における相互応援に関する協定書	1 食料・飲料及び生活必需品等の提供 2 救出・医療・応急復旧に必要な資機材等の提供 3 車両・舟艇等の提供 4 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 5 被災者一時収容のための施設の提供 6 その他特に要請のあったもの	H25.10.2	千葉県浦安市			●				安心安全課
22	災害時の医療救護についての協定	医療救護班の派遣 ・被災者のスクリーニング(症状判別) ・傷病者の応急処置及び医療の提供 ・後方医療機関への転送の要否及びその順位決定 ・死亡の確認 ・その他の処置	H25.10.17	社団法人 茨城県きぬ医師会				●			安心安全課
23	災害時の医療救護についての協定	医療救護班の派遣 ・被災者のスクリーニング(症状判別) ・傷病者の応急処置及び医療の提供 ・後方医療機関への転送の要否及びその順位決定 ・死亡の確認 ・その他の処置	H26.9.1	一般社団法人 つくば市医師会				●			安心安全課
24	災害時の歯科医療救護についての協定	医療救護班の派遣 ・被災者のスクリーニング(症状判別) ・傷病者の応急処置及び医療の提供 ・後方医療機関への転送の要否及びその順位決定 ・その他の処置	H26.10.23	一般社団法人 つくばみらい市 歯科医師会				●			安心安全課
合計					24	1	0	4	9	7	3